

有明海・八代海総合調査評価委員会の小委員会の設置について

平成15年2月7日
委員会決定

1. 有明海・八代海総合調査評価委員会に小委員会を置く。
2. 小委員会においては、有明海及び八代海における地域に則した調査研究に関する情報の収集・整理・分析を行う。

有明海・八代海総合調査評価委員会の小委員会について

1. 趣旨

有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務（有明海及び八代海の再生に係る評価）の効率的な遂行に資するため、委員会の定めるところにより、小委員会を設置する。

2. 小委員会の所掌事務

小委員会は、以下の事務をつかさどる。

- ① 有明海及び八代海における各種の調査研究に関する情報を収集する。
- ② 上記①の調査研究のうち、地域に則した調査研究（主として関係県、大学等が実施している調査研究）に関し、両海域の再生に係る評価を行う上で有効な調査研究を整理し、結果を分析する。
- ③ 上記②の結果に基づき、調査研究の概要、分析結果等を取りまとめ、委員会に報告する。

3. 構成

委員・臨時委員のうちの数名及び専門委員（関係県の水産試験場長、地域の海域環境に詳しい研究者等の学識経験者であって、関係県の意見を聴取して任命する者）から構成する。